第七十二条の三十三第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を第七十二条の三十一とし、同条の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告）

第七十二条の三十二　特定法人である内国法人は、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は前条第二項若しくは第三項の規定により、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定による申告書（以下この款において「申告書」という。）又は前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書（以下この款において「修正申告書」という。）（以下この項から第三項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九並びに前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（第三項において「添付書類記載事項」という。）を、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第四項において「機構」という。）を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により事務所又は事業所所在地の道府県知事に提供することにより、行わなければならない。

2　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一　納税申告書に係る事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二　保険業法に規定する相互会社

三　投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

3　第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4　第一項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する道府県知事に到達したものとみなす。

第七十二条の三十三の二第一項中「前条第二項若しくは第三項の規定による」及び「（以下この款において「修正申告書」という。）」を削り、「の定める」を「で定める」に改め、同条第二項中「第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定による」及び「（以下この款において「申告書」という。）」を削り、「の定める」を「で定める」に改め、同条を第七十二条の三十三とする。

第七十二条の三十九の二第一項及び第七十二条の三十九の四第一項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第七十二条の四十四第四項中「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に改める。

第七十二条の四十五第一項及び第三項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第七十二条の四十六第一項、第二項第二号及び第三号、第四項並びに第五項第一号中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同項第二号中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第七十二条の四十七第一項から第四項まで及び第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第七十二条の七十八第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項第一号中「国内」の下に「（この法律の施行地をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「この節」の下に「（第七十二条の八十九の二を除く。）」を加える。

第七十二条の八十七第一項中「にあつては」を「には」に、「本条及び次条」を「この款」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改める。

第七十二条の八十九の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例）

第七十二条の八十九の二　特定法人（消費税法第四十六条の二第二項に規定する特定法人をいう。）である事業者（第七十二条の八十七各項、第七十二条の八十八第一項及び第二項並びに前条各項の事業者に限る。）は、前三条の規定により、第七十二条の八十七各項、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条各項の規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書等」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、前三条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、総務省令で定めるところにより、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項において「機構」という。）を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により譲渡割課税道府県の知事（前条第二項の事業者にあつては、同項に規定する道府県知事。第三項において同じ。）に提供することにより、行わなければならない。

2　前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

3　第一項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する譲渡割課税道府県の知事に到達したものとみなす。

第七十二条の九十中「前条第一項」を「第七十二条の八十九第一項」に改める。

第七十二条の九十四第一項中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、「第七十二条の八十七第一項に規定する」を削る。

第七十四条の四第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四を」を「〇・六を」に改める。

第七十四条の五中「九百三十円」を「千円」に改める。

第百七十七条の十二中「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る。

第二百九十二条第一項第七号及び第九号中「三十八万円」を「四十八万円」に改める。

第二百九十四条第一項及び第七項中「によつて」を「により」に改め、同条第八項中「この節」の下に「（第三百二十一条の八第四十二項から第四十五項までを除く。）」を加える。

第二百九十五条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「百二十五万円」を「百三十五万円」に改める。

第三百十二条第三項第四号中「第三百二十一条の八第十九項」の下に「及び第四十三項第一号」を加える。

第三百十四条の二第一項第十号の二中「百二十三万円」を「百三十三万円」に改め、同号イ(1)中「九十万円」を「百万円」に改め、同号イ(2)中「九十万円」を「百万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に、「八十三万一円」を「九十三万一円」に改め、同号イ(3)中「百二十万円」を「百三十万円」に改め、同条第二項中「市町村は、」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、「三十三万円」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円以下である場合　四十三万円

二　当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円を超え二千四百五十万円以下である場合　二十九万円